

8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7

理財局特別情報第四十五號



米國豫算機構の發展

目次

(昭和二十二年二月十日
理財局)

- 一 米國豫算局の機構と機能 一
 - 1. 豫算局設置の沿革 一
 - 2. 豫算局の機能 二
 - 3. 豫算局の機構 三
- 二 豫算の編成過程 六
- 三 豫算過程に関する最近の改革 八
 - 1. 一九四六年雇傭法による改革 八
 - 2. 一九四六年議會機構改革法による改革 九
 - 3. 改革の意義 一〇

米國豫算機構の發展

1. 米國豫算機構の機體と機能
 1. 豫算局設置の沿革

米國政府の豫算は第一次大戦後まで統一的な計画に基いて編成されることなく、各省は各自の豫算を以て議會の諸委員會と直接交渉し、各個に議會に提出されたものであつた。大統領は行政部の長官としてこれを統制する手段をもたなかつた。一九二一年の豫算會計法によつて大統領は豫算を編成し議會に提出することとなり、その補佐機関として財務省内に豫算局が設立された。豫算局は財務省内にあるが、大統領の指揮を受け、その豫算に関する任務を助けるものであつた。設

立當初は各省は必ずしもその統制に服せず、局の統制に服しないものは官職を免ずるといふ威嚇を行はねばならなかつた。

一九三三年ウィズヴェルト大統領就任後、豫算局長ダグラスが局の運営方針について大統領と意見合はす。一九三四年辞職してからは、大統領は正式の局長を任命するこゝとなく一九三九年に至つた。

一九三九年四月再認識法が議會を通過するに及び、大統領は再組織計画に基き同年九月行政命令を以て大統領行政廳を拡大強化し、豫算局を行政廳内に移し、行政官出身のハロルド・スミス氏を局長に任命した。局の權成は従来の豫算、財政、調整、調査の四課のうち

ち、調整課は法制課となり、調査課は行政運営課と地
方課に分れ、新たに統行課が設けられた。

2. 予算局の機能

(一) 一九三九年九月の行政命令に規定せられたもの

(1) 政府の予算の編成及び財政計画の作成につき大統
領を補佐する

(2) 予算の執行を監督統制する

(3) 行政運営改善案作成のため調査を行ひ、行政機構
並びに方法の改善につき行政部各省、機関、助言
する

(4) 政府業務の能率的経済的遂行達成につき大統領を
補佐する

(5) 立法提案に因する各省の助言を整理調整し、法律

制定に関する大統領の行動につき先例により勸告

を行ふことによつて大統領を補佐する。

(6) 提案された行政命令の考慮、整理、必要なる場合

は作成につき補佐する。

(7) 聯邦及びその他の統計業務の改良、立案、調整を

画し促進する。

(8) 政府諸機関の事業及びその実施期の関係について

政府各機関の行う活動状況につきたえず大統領に

報告する。これは政府機関の事業が調整され、議

會の支出許容した資金が、努力の重複を生ずること

なく、最も経済的をしかたで支出されるように

するためである。

(二) 一九三三年六月の行政命令に基き、従来一九〇六年の法律によつて各省、機関長官の有して来た予算支出の分配決定、修正の権限は予算局長に與へられた。

(三) 一九三二年五月の議會決議により予算局長は雜誌定期刊行物その他の出版物の印刷のために印刷製本費の使用を認可する権限を與へられた。

(四) 一九三二年三月の行政命令により、聯邦測量地圖局を廃止しその機能を予算局に移した。

(五) 一九四二年八月の行政命令により、予算局は政府諸機関による物資施設の利用を監督する。

(六) 一九四二年聯邦報告法に基き、予算局は聯邦諸機関

の報告業務を調整し、重複を除き、費用を節減し、聯邦機関への情報供給の負担を軽減する。

(七) 一九四三年の戦時時間外勤務給與法に基き、予算局長は各省機関の機能の能率的遂行に必要とする職員数を四半季毎に決定する。

3

予算局の機構

(一) 職員

大統領の任命する局長の下に約六百の局員を有するが、主要なものに次の通りである。

局長 *Director*

次長 *Assistant Director*

予算課長 *Assistant Director in charge of Estimates*

財政課長

Assistant Director in Fiscal Division

法制課長

Legislative Reference

行政運営課長

Administrative Management

統計課長

Statistical Standards

戦時企画課長

Chief of War Projects Unit

地方課長

Chief of the Field Service

顧問

General Counsel

局長補佐

Administrative Assistant to the Director

人事課長

Personnel Officer

局長秘書

Secretary to the Director

(二) 各課の事務分掌

(1) 予算課

各省、機関の予算官を通してその予算見積を集めて検討し、公聴會を開いて、大統領が考慮し、年度予算に入れて議會に提出し得るよう準備するほか、追加予算、赤字豫算を検討する。又政府諸機関の業務及び資金の必要をたえず研究分析し、予算支出額の配分を四半季ごとに検討する。

(2) 財政課

(1) 経済金融資料の分析、各種予算計画の研究を行ふ政府の財政計画を経済金融情勢との関係において研究し、一般経済動向に適合せしめる。
(2) 予算執行統制上必要なる予算支出速度の調整を行うため各機関に四半季毎に割當られた資金の

支出状況を示す月報を提出させ（又本の調査統計は予算財政西課の共同責任である）、政府財政報告制度の運営を検討し改善する。

(ハ) 年度予算書の作成を監督する

(3) 法制課

提案された立法、行政命令、宣言等に關する各省機関の意見を調整し、立法成立にさいして大統領の立場に偏するべく行動について勸奨する。法案が一般の立場に偏するべくなく政府全般の計画と調和するようにし、他の計画との摩擦重複、法案の法的機構的欠点の発見、除去を助ける。

(4) 統計課

政府諸機関の統計及び調査の計画並びに形式を検討し、業務の重複を排除調整する

(5) 行政運営課

行政機構及び方法の改善を要する点を発見し、その改善につき具体的援助を與へる。特に公務の遂行を経済的能率的ならしめるために、機構、活動及び業務方法を研究する。その任務遂行にさいして他課と協力し運営活動をたえず調査し、新規計画に必要なる機構の設計発展について援助する。機関間の摩擦の解消を助け、不必要な業務重複を排除し、行政活動の能率増大に努める。

(6) 地方課

(4) 地方重要地^ニに職員を駐在させ、地方における政府諸事業の効果を調査し、地方活動の調整に
ついて政府諸機関に助言する。
 (5) 政府計画に因りて州地方行政當局と協議する
 (6) 地方における物資施設の利用を検討し改善を勸
 奨する。

(7) 聯邦機関の地方施設における経済的効果的能率
 的運営を促進する。

(7) 戦時企畫課

戦時建設事業、軍需資材の生産、特定分野におけ
 る施設の運営につき検討、報告し、能率と経済の
 増進について勧告する。

(8) その他

(1) 戦時行政記録委員会

戦時行政関係記録の蒐集を監督する。

(2) 管財課

資材施設と政府諸機関におけるその使用を調査

し、餘利資材の再分配を援助する。

二、豫算の編成過程

1. 豫算局は通常毎年六月各省、機関に対し翌年七月一
 日に始まる年度の支出見積の提出を求め、省予算官
 (予算局の要求により各省長官が任命するもの) 各
 省と予算局との連絡に當る。は省内各局に対し見積の
 提出を求め、省全体の計画並に長官の方針とくら

合せてこれを検討する。この場合省長官自身の参加するところが多い。

2 各省の見積は九月十五日までに予算局に提出され、それがある機関に関する知識を有しその計画と活動の調査を担当する予算審査官に割当てられ、集められた諸資料によつて検討が開始される。審査官の任務は各機関の要求が議會の意図に合ふか否かを決定するにある。この際審査官は右の要求の基礎となる立法に関する議會で行かれた公聴會記録を参考とし、議會の意図及び計画の実施に伴ふ諸事情を明かにする。

3 予算局自体としても公聴會を開き、審査官は各機関提出の予算要求説明書について、機関代表に対し要求理

由に関する質問を行う。主要な者に関する公聴會は数週間に互る場合がある。その結果機関は新たな又は修正した資料を提出する必要を生じ、重ねて審査官の検討を受けることとなる場合もある。

4 予算局は財務省に対し國債費に関する資料のほか、歳入見積及び歳入増加方策の提出を求め、

5 十一月中旬には審査官は審査を終り各省要求原案をそえて局長の審査を受けるが、この場合局長は幕僚の非公式な委員會から助言を求めるときもある。提案された支出計画の範囲及び内容に関する局長の決定は予め大統領から與へられた指示に基づいて行われ、行政部における最後の審査は大統領によつて行われ、

大統領は度々予算局長と會談し、各機關の要求の處理について考慮し、局長から受取った支出要求を承認若くは修正する。

大統領の承認を経た後、表、説明、予算教科書等から成る千頁に近い予算書類は印刷局に送られる。

三、豫算過程に關する最近の改革

一九四六年中予算過程において二つの注目すべき發展が生じた。即ち一九四六年雇傭法に基づく経済顧問委員會の設置と議會機構改革法に基づく西院共同予算委員會である。

1. 一九四六年雇傭法による改革
イ、一九四六年雇傭法は大統領が毎年議會會期初めに提出する一般教書及び予算教書の時分に経済報告を提

出し、雇傭、生産、購買力の現在・の水準並にその動向、聯邦政府の現在の経済計画の有効性の分析、及び雇傭、生産、購買力を促進し、労働意欲あるものに最大の機會を與える計画に対する勸奨を記載することとを規定した。大統領は右報告の作成については三人の経済顧問から成る、経済顧問委員會 (Council of Economic Advisors) の補佐を受ける。(顧問としてブルツキングス研究所次長エドウィン・リース、元國家住宅局顧問シオン・カイサーリング、ネブラスカ大学経済学教授ジョン・タラーフの三氏が任命された)。
ロ、議會において右報告を審議する西院共同委員會が設置される。共同委員會は二大政黨の勢力に比例し

て、上下院より各七名、合計十四名から成り、経済報告に因する事項を継続的に研究し必要と認めらる場合は公聴會を開き、毎年五月一日までに大統領の主要提案に因する勸奨を含む報告を両院に提出する。

ハ従来行政部の予算は予算局によつて統一されたが、予算と表裏一体をなす経済計画については何人か全体としての見地からの統一が行はれなかつた。これは平時における最大産備という国の全経済機構の協力をもつてはじめて達成され得べき計画を着手するには重大なる障礙であつた。今回の改革により、行政部の経済計画は顧問委員會によつて統一の枠を與へられ、行政部の意図は経済報告によつて議會に

傳へられる。議會は共同委員會によつて統一的に経済計画を審議し、経済部門の立法に因與する議會諸委員會に問題を全般的立場から考慮する手掛りを與へることとなる。

2-1 一九四六年議會改革法による改革

イ従来の議會における予算審議の過程は大體他の一般の法案と同様に、省、機關別に歳出委員會によつて個々に審議され、各個に審議の終了に伴つて議決され、予算全体の見地から考慮されることはなかつた。従つて個々の支出法案は議會の分科委員會の審議過程において、政府の意に反した金額の増減が行はれても、行政部側としてはこれを阻止する有効な手段

をもたなかつた。大統領は法案に対して拒否権を行使することができるが、項目別に拒否する権限をもたないのだ。必要な法案を通過させるためには、望ましくならぬ項目の挿入が行われても黙認するほかはなかつた。また歳入法案は歳入委員会によって別個に審議されるので、行政部側の予算編成においては歳出入の統一的計画があつても、議會側には、両者を統一的に審議する手段がなかつたのである。

ロ一九四六年の議會機構改革法によつて、議會には予算審議を担当する両院共同委員会が設置された。これによつて、行政部の提出する予算計画は歳出入共統一的に検討され、二月十五日までに議會としての

予算案が定められ、その方針に従つて立法が行はれる筈である。

ハ、予算共同委員会の設置によつて、予算に関する議會の統一的方針が明かにされ、従つて議會の責任が明かになつた筈であるが、行政部は議會の公聴會席上における發言以外には自己の予算計画を弁護する機会と與へられず、自己の予算が計画の遂行を不可能にする程の削減を受けても、議會を解散して國民に訴ふる権限をもたないから、予算に關しても行政部は責任をとり得ないという欠陥は依然残る筈である。

3. 改革の意義

イ、従来米國において「計画」という言葉は何か過激

を非實際的の陰謀であるかのように感ぜられ、計画を担当するため設置された機関は大抵敬遠又は敵視され、何ら實際的効果を生むことなく消滅するのを常とした。二ウ、デイル政策によつて生れ、一九四三年議會の予算拒否によつて消滅の運命に陥つた國家資源計画局の如きは、その代表的なものであつた。しかし戦後の完全雇傭の問題は一省一機関の個々の努力がよく解決し得るところでなく、政府全体としての計画の必要なることが認識されるに至つたので、予算における予算局の存在に対応し、予算と一体の關係にある経済計画について、大統領を補佐する機関として、経済顧問委員会が設置された。それがどれほど積

極的な活動をなし得るかは、今後にもたなければならぬが、それが議會によつて設置されたという實に計画の重要性に対する認識の発展が窺われるであらう。

ロ、一九二一年の予算局設置から一九三三年頃までを行政府が予算について立法部に対する発言権を拡大しようとする段階であつたとすれば、ローズヴェルト大統領就任後、大戦終結までは緊急時局の圧力の下に、行政府が予算について立法部を引ずつた時期といえるであらう。

一九四六年の議會機構改革法による議會共同予算委員会設置は、予算に因する議會の責任明確化とい

う形で再び予算に関する議會の優位を主張したものと
といえる。

一九二一年以前の予算に因して議會も行政部も責任
がないという状態に比すれば、大々発展を示した訳
であるが、行政部の責任という点からすれば、問題は
なお今後に残されてゐる訳であらう。